

令和5年第3回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年3月28日
		13時30分～15時31分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和5年第3回海老名市農業委員会定例総会

令和5年3月28日「令和5年第3回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主任主事 榎田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第16号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第17号	引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
日程第5	議案第18号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第6	議案第19号	「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）」 及び「令和6年度農業税制改正要望（案）」について
日程第7（追加）	議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の使用貸借権の解約について
- (2) 農地の一時使用について

- (3) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間:午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、9番委員、10番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4.報告事項(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきたいと思います。

本日は、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

んだんつくるのが大変になってきたと、後をつくられる人もいないということで、今回、■■さんのほうで譲受けをしまして耕作することになったということでございます。ちなみに西側の畑なんですけれども、第1回定例総会で承認を受けました■■さんの会社が所有して耕作されている畑でございます。

以上のことから、特別問題はないのかなというふうに判断しまして、署名、捺印をいたしました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 ■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■さん、妻の■■さん、母の■■さん、長女の■■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主については、令和4年の農家台帳では■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は24年、農業従事日数は340日、妻の■■さんの農業経験年数は24年、農業従事日数は300日、母の■■さんの農業経験年数は51年、農業従事日数は340日、長女の■■■■さんの農業経験年数は5年、農業従事日数は300日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地は、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米の合計■■■■■平米、借入地は、田が■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■平米の合計■■■■■■■■■■■平米、両方合わせて■■■■■■■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター5台、耕運機10台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございまして、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題ないと思われま。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 昨日、4班の5名と、あと事務局で現地を確認してまいりました。当該地

の畑は作物を植えられていませんでしたが、畑として耕起されており、特に問題はありませんでした。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号10について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号3、申請地は、上郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■
平米、議案書のとおりでございます。転用者は、河原口■■■■■■■■■■
■■■、■■■■、■■■■、譲渡人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、議
案書のとおりです。転用の目的は、農家分家新築、権利の種類は、使用貸借
権の設定です。現地の案内図等につきましては、資料2-1を御覧ください
。なお、資料につきましては、現地の案内図及び写真のほかに、公図、土地
利用計画図、断面図、1階及び2階の平面図、造成計画平面図、断面図をお
配りしております。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見として、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

先日、現地調査班の方に現地を見ていただきました。その結果でございま
すけれども、今、1枚お手元にこの写真入りのあれが入っているかと思いま
す。現地はこのようにプレハブの物置が2棟、コンクリートの上に固定され
ておるものとなっております。そして、倉庫の南側にトタンや鉄パイプが置
いてあります。いずれもあらかじめ届出の許可はありませんでした。農地は

手続なくしてこういうような使い方はできません。農業委員といたしましては、これから撤去し、農地を復元しないと許可相当にどうか審議できないと思われま。以上の話は、昨日、私が■■さんのところに伺って事情を説明いたしました。その結果、■■さんも、そこら辺はよく理解して、前向きに対処したいと言っております。そしてまた来月までに農地としての復元をしたいというようなことも言うておられました。ついでには、現地調査班の意見を伺った上、受付番号3の取扱いを決定したいと思ひます。地区委員としては以上になります。

続きまして、現地調査班の意見を伺ひます。8番委員。

【8番委員】 こちらも、昨日、現地を確認してまいりました。議案書の地目は田となっておりますけれども、現状は畑となっており、道路の高さよりも若干高めに埋立てをしてあります。作物はつくられていませんでした。今、1番委員のほうから説明がありましたように、当該地の北東側の道路沿いにスチール製の物置が置いてあります。1つはコンクリートの上にブロックを置いて、転倒防止としてアンカーで固定されていると、もう1つの物置は、コンクリートブロックで基礎をつくって、その基礎の上に固定されているというものであります。この敷地内にはコンクリートのがらや金属のくいなど、そのほかのものが置いてありまして、このように建物があつたり、コンクリートのがらなどが敷地内にあつたりしていたのでは、農地とは言えないような状況です。健全な農地に是正するまでは、申し訳ございませんけれども、許可はできないというふうと思われま。

以上です。

【議長】 過去の総会においても、農地の状況が悪い転用申請につきましては、次回の現地調査までに復元をするということであれば、当事者に猶予を与え、是正し、結果を確認した上で、次回の総会で再度審議をしております。受付番号3についても、皆様から異議がなければ、採決を取った上で、来月までの継続審議としたいと思ひております。

事務局から補足があればお願いいたします。

【主任主事】 こちらの代理人の方から、隣接する水田に水が入るまでには転用したいということと、それから、こちらの物置につきましては、昔、台風の影響でち

よっと飛ばされてしまったということで、これをつくり直したので、その辺を酌んでいただきたいなど、何とか転用させていただけないかという旨も伺いましたが、今回、総会に諮った上で回答したい旨をお伝えさせていただきました。

以上です。

【議長】 農業委員会としては、本日の総会で意見を決定せず、継続審議とすることについて、質疑のある方、ございますでしょうか。

【19番委員】 農地にするということは、どういう状況にするのかという、その基準は何なのでしょう。例えば農地と雑種地の違い、こういう状況だと雑種地になってしまうんですけれども、農地にするには耕耘をするのか、または作物を植えて、ある程度の期間を置くのか、その辺の見極めなんですよね。今の建物はどこせば確かに土地としては平らになりますけれども、この現状が農地なのかどうかという判断基準が分からないんですよ。だから、今後、農地にするということはどういうことを基準として農地にするということにするのか、それをちょっと聞きたいのです。

【事務局長】 まず、ご質問の前半の部分の作付が必要かどうかというところは、必ずしも作付までは求められていません。維持管理をしていただければ、そこまでは農地の要件として求めていないということです。後半の今回の申請地についての扱いなんですけれども、当然のことながら、物置は2つとも除却、それから、コンクリの土台も壊して。壊すだけじゃなくて、ガラもどけてもらおうと。跡地の部分については耕耘していただく。その南側に、写真にも写っていますけれども、巻いたトタンやさびた鉄パイプもどけてもらおうという、そこまでは求めたいと思っております。ご質問が出たので、ついでに申し上げますと、次回の総会を目指すのであれば、4月20日、木曜日あたりまでにはそれをやってもらいたいということで考えております。ちょっと踏み込んでお答えしましたけれども、以上です。

【5番委員】 物置は、申請のときにどういう状況になっていたかなと思ったんですが。これは見た限りでは、申請のときにはなかったんですね。私ども、現地へ行ったら、あったということで、1か月か、もしくは2、3週間の間にできちゃったの。

【議長】 これはその前からありました。

【5番委員】 見た限りでは何もないですよ。

（「これがそうなの」の声あり）

【5番委員】 新しくなったのか。

【議長】 その前から実はあったんです。これじゃなくて。平成25年にありまして、違う場所、ここから10メートルぐらい西側にプレハブがあったんです。それが台風か何かで飛ばされちゃって、それで新たにここにつくったということみたいです。

【5番委員】 申請のときには、なかったの。

【議長】 あったはずですよ。

【5番委員】 だって、このところにはないじゃん。これがそうなの。申請のときにはあったんですか。

【議長】 はい。

【5番委員】 分かりました。急遽つくったんじゃないんだ。

【議長】 そうです。

【6番委員】 今ので大体確認できた内容なんですけれども、今回の議案の内容だと、3月2日に撮影されておりますね。そのときに、農業委員会の職員が現場に行っていてらっしゃると思うんですが、そのときに気がついていれば、議案としては上がらなかったんじゃないかなと思います。もう1つは、カラー刷りの写真で、電柱の隣に看板がありますよね。これは何なんでしょうね。

【事務局長】 6番委員のご質問の前段については、そのとおりなんですけど、違反は、会長からお話があったように、ルールはルールですので、こちらの責任論とは別のところで、今回は審議できないということで、ご了解いただきたいと思っております。これから採決を取ると思いますが、それと、もう1つの看板、これは市街化調整区域に家を建てるという申請ですので、海老名市まちづくり条例の協議手続が必要なもので、それが終わりましたという看板になります。

以上です。

【6番委員】 そうしますと、粛々と、家を建てるために進んでいるという状況なんですよ。

【事務局長】 会長のほうから話がありましたが、5条の申請ですので、当事者が2人います。■■■■さん、使用貸借権を与える人と、それから、■さん夫妻、使用貸借権を受ける人、当事者による共同申請という、農地法の5条は位置づけですので、どちらか片方でも、じゃ、ちょっと手戻りを承知で今回はというふうになっていただければ、この話は一旦クローズになると。今回の場合は、相手に猶予を与えてストップさせるということで、早く家を建てたいのであればどんどん是正をしていただきたいという考えであります。

【3番委員】 農家分家新築ということなんですけれども、これは■■さんの息子さんか何か建てるとということなんですか。

【議長】 直接は、■■さんの娘が。

【事務局長】 ■■さんというのが。

【議長】 と、その旦那さんの名義という形で建てるとということ。

【3番委員】 農業をやっているの。

【事務局長】 やると。兼業ですけども、やるということでないとは建ちませんので。

【3番委員】 やるという前提で。

【事務局長】 はい。

【3番委員】 ということは、この方は、農地を誰かから譲り受けてやるということ。

【事務局長】 お父さんの農地が10アール以上あるので、それを一緒にやるというふうな。

【議長】 農家分家なので、農家ではない。

【3番委員】 農家の息子とか、関わり合いのある中での分家をつくると。これ、■■■■■■なのでですけども、その隣に白い家があるんだけど、これは全然関係ない人なんですか。

【事務局長】 東側の家は、■■■■■■さんの息子さん、■■■■さんから見ると弟さんになるので、何年か前に、8年ぐらい前だったかな、やっぱり分家の申請をして、ここに建てているということになります。

【3番委員】 その時点のときには、このところというのは、こういう物置もなかったし。

【事務局長】 ないですね。

【3番委員】 田んぼとしてちゃんと使っていたわけですか。

、議案書のとおりでございます。事務局で3月10日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われ
ます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7について、採決をさ
せていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

続きまして、議案書10ページ、受付番号8について、事務局から提案説
明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号8、被相続人は、大谷■■■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷
北■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年
3月27日から令和5年3月28日までです。特例農地等の明細ですが、大
谷北■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、■■■■
平米、議案書のとおりでございます。こちらも事務局で3月10日に現地調
査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題な
いと思われ
ます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号8について、採決をさ

せていただきます。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書11ページ、日程第4、議案第17号 引き続き農業を行っている旨の証明について(報告)を議題といたします。

受付番号6について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 受付番号6、被相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和2年1月29日から令和5年2月16日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、農業振興地域内、■■■■■平米、ほか■■■筆、合計、■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で2月16日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われます。こちらにつきましては、専決処分処理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号6について、報告どおり了承としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承いたします。

次に、議案書13ページ、日程第5、議案第18号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

本日ご審議いただく計画案は10件です。いずれも新規の計画案です。また、受付番号13から18は、借り手が新規就農者3名で、この後、プレゼンテーションをしていただくために、ドアの外でお待ちをいただいております。

そこでお諮りをいたしたいのでございますが、本日に限って、進め方につ

それでは、受付番号9から12について、質疑のある方、一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでございますので、受付番号9から12について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、一括して、了承といたします。

続きまして、議案書14ページ、受付番号13から15ですが、借り手の■■■■さんは、新規就農者で、本日、本人をお呼びしております。審議に入る前に■■さんから就農計画のプレゼンテーションをしていただき、皆様から質問等あればお答えを願いたいと思いますので、よろしく願います。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

事務局から■■さんの紹介を含めて、説明をお願いいたします。

【事務局長】 賃借権の設定により海老名市内で就農を計画している、■■■■にお住まいの■■■■さんでございます。お手元に、プレゼン用資料、営農計画書をお配りしております。ご本人から、これから自己紹介と今後の営農についての説明を行いますので、後ほどご審議いただく参考にしていただきたいと思います。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、■■さんから簡潔にご説明をお願いいたします。

【■■■■】 ■■と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私はまず、ラズベリーの栽培を基本的にしたいと思っています。ラズベリーというのは果樹なんですけれども、基本的に早いもので植えてからその年

の秋にまず秋の実ができます。その次の夏にまた夏果ができるので、夏と秋に2作取れる品目になっております。売り先についてもかなり心配なところがあるかと思うんですけれども、ケーキ屋等とかなり需要も高く、輸出が9割以上占めているものなので、ケーキ屋とかからもかなり需要、ニーズがあるとされています。なので、私はこのラズベリーを海老名市で栽培してみたいなと思ひまして、今回、栽培させていただくことになりました。

作業で競合しないところで、メロンとブドウも将来的には一緒にやっていきたいなと思っています。ブドウも実がなるまで3、4年は時間がかかると思ひますので、その間に栽培技術ですとか、売り先についてもしっかりと準備していきたいと思っています。

簡単ではございますけれども、以上です。よろしくお願いいたします。

【議長】 ■■さんからの説明が終わりました。皆様から質問がございましたら、遠慮なく、していただきたいと思ひます。

【3番委員】 ■■さんに直接関係ないんですが、目標を達成するために必要な措置ということで、資金名等ありますけれども、経営発展支援事業と青年等就農資金というのは、市の関係でどういう資金なんでしょうか、教えていただきたい。

【■■■■】 経営発展支援事業については国がやっている事業になりまして、新規就農者に対して、国が2分の1、市が2分の1の半分の4分の1ですね、なので、4分の3補助してもらえるとこのもので、今、そちらに応募している状況で、採択が3月末、もうそろそろ分かってくるという状況になっております。

青年等就農資金に関しましては、1200万円まで12年間ですかね、無利子でお金を借りられるというもので、政策金融公庫のほうにも行って、こちらの貸付については問題ないということでお話はいただいています。なので、経営発展支援事業についてはこの後どうなるかは採択次第ということになります。

【3番委員】 収穫物なんですけれども、ラズベリーとメロンと書いてあるんですけれども、ラズベリーの売り先というか、具体的にどういうところを考えていられるんですか。

【■■■■】 昨年から少し都内のスーパーにもお話に行って、今年度から一緒に売って
いこうということでやってくれるということなので、そういったスーパーで
すとか、デパート寄りのスーパーですかね、そういったところで取扱いをし
たいというのと、B級品とかに関しましては、ケーキ屋さんですとか、加工
品とか、そちらのところで、仲卸業者と一緒にやっていきたいと思っていま
す。

【3番委員】 じゃ、もうある程度話が進んでいて、できたものはそういうルートで流す
という感じ。

【■■■■】 はい。

【3番委員】 分かりました。

【17番委員】 ラズベリーなんですけれども、これ、できるまでに何年ぐらいかかるのと
、あと、これは地に植えるのではなくて、大きい鉢に植えるの。

【■■■■】 地植えとポットと両方やりたいというふうに思っています。

【17番委員】 針金か何かに。

【■■■■】 誘引していく形になります。

【17番委員】 鳥の食害は。

【■■■■】 鳥にもなぜかあまり食べられなくて、ブルーベリーとかだと結構鳥害とか
あると思うんですけれども、ラズベリーは、とげがあるせいなのか、止まり
づらいのか、あまり食べられない。

【17番委員】 鉢でやるということですか。

【■■■■】 そうですね。植えてから1年目の秋に実がまずできます。その次の年に、
秋取ったところを切ると、その下からまた新芽が伸びてきて、2年目にもま
た夏にできる、イチジクみたいな感じにできるので。

【19番委員】 今回、果樹園を借りる面積が6000平米ぐらいあるんですけれども、持
っている機械、いろいろな機械が必要になってくると思うんですが、それは
もう準備はできているんでしょうか。

【■■■■】 除草については防草シートとかも使いながらやっていこうと思っているん
ですけれども、ほかにも使う機械があるというところで、そういったところ
はJAさんにもお願いして、レンタル農機でやっていけないかというところ
で、まずは考えています。今後、必要性と申しますか、適機にしなくちゃい

けないところですか、自分で持つておかないといけない機械というのは、今後準備していきたいと考えています。

【19番委員】 その機械を置いておく倉庫のようなものをどこか確保しているんでしょうかね。

【■■■■】 倉庫はまだ確保できていないので、必要となればそういったものも準備していきたいと思っています。

【19番委員】 草が伸びが早いんですよ。あっという間に伸びてしまうので、1人2人でやっている間に合わなくなるような、5000～6000平米というと、このぐらいあるので、そこは注意してください。

【■■■■】 ありがとうございます。

【12番委員】 ラズベリーの単価なんですけれども、最初、280キロと書いてあるんですが、1パック幾ら、何グラムで幾らとか、大体の今までの経験から、どのぐらいの単価というか。

【■■■■】 1キロ5000円ぐらいで平均売れるかなという感じで、デパートとかだともう少し、いい値で売れるかなというところです。本当のC級品だともう少し安くなります。

【12番委員】 それはパックに何グラムぐらい詰めて売るわけですか。

【■■■■】 大体200グラムいかない、180グラムぐらいでワンパックかなと思っています。

【12番委員】 あと、これ、神奈川県内で誰か近くでやっていらっしゃる方はいますか。

【■■■■】 神奈川県内で近くでやっている方はいないんですけれども、東京農大出身なんですけど、東京農大の教授で、こちらの品種改良をしている方がいて、そこは厚木の農大でやっています。

【議長】 農業経営の構成ということで、これを見ますと、■■さんとお母さんの2名という形なんですけれども、収穫時期は大変忙しいかと思うんですが、そこら辺の労働力の関係はどうなんですか。

【■■■■】 母が今働いていない状況なんですけれども、小さい頃から、自分の夢にも応援してくれているので、忙しい時期には応援に来てくれるという状況になっていまして、特に収穫期ですとか、繁忙期のところ、手伝いに来てもらい

たいなと思っています。経済性指標ですとか、収穫の論文とかを見て、収穫時間、どれぐらいかかるかというのも一応計算して回るぐらいの面積、規模でやりたいなというふうに思っています。

【14番委員】 ハウスの修繕というふうに、現状に冷房等とかで、霧が必要ということですか。霧をまくための冷房ということですか。

【■■■■】 はい。湿度関係で細霧冷房を入れられたらなと思っているんですが、これはもうちょっと検討が必要だなと思っています。

【14番委員】 それにも相当機械とかお金がかかってくるし、ランニングコストも今物すごい電気代がはね上がり方、右肩上がりなので、よく計算されたほうがよろしいのではないかなという親心です。

【■■■■】 ありがとうございます。再考させていただきます。

【議長】 ほかに。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も出尽くしたようですので、ここら辺で退室をしていただきます。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号16ですが、借り手の■■■■さんは新規就農者でございます。これから就農計画のプレゼンテーションをしていただき、皆様から質問等ございましたらお答えをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

事務局から、■■■さんの紹介を含め、説明をお願いいたします。

【事務局長】 賃借権の設定により、海老名市内で就農を計画している、■■■にお住まいの■■■■さんでございます。お手元にプレゼン用資料をお配りしております。ご本人から自己紹介と今後の営農についてご説明していただきますので、後ほど審議いただく参考にさせていただきたいと存じます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、■■さん、簡潔にご説明をお願いいたします。

【■■■■】 本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。私、■■■■と申します。おととしの秋まで金融機関に勤めておったんですが、そろそろ出向の年齢も近くなってきた中で、農業を志したいということで、市役所の農政課を回った中で、たまたま農業支援センターの永田さんとお会いをしたときに、梨園を任せたいというお話をいただいたものですから、今、中河内のほうで梨園を営農されている■■さんのご指導の下、この4月から梨園をお預かりしたいというふうに思っています。

昨年の4月からかながわ農業アカデミーのほうに1年間、野菜コースということで専攻したんですけれども、そこで、自分自身としては、将来的には果樹農家を目指したいと思っているんですが、それほど果樹農家というか、果樹園を取得したり、お借りしたりという機会もなかなか難しいかと思いますので、営農計画としては、3年後ぐらいをめどに畑をお借りして、果菜類、学校のほうではトマトを夏作と冬作、2回やったんですけれども、そういったようなものを中心に営農していきたいと思っています。今は住まいが■■■■なのですけれども、私自身として、圃場の近くに居を構えている、ちゃんとした農家になりたいという個人的な希望がありまして、行く行くは、ご縁があれば海老名市に居を移したいと考えています。

【議長】 ■■さんから説明が終わりました。皆様から質問がございましたら、遠慮なくしていただきたいと思えます。どなたか、質問ございますでしょうか。

【17番委員】 この前もうちへ来られて話を聞いたんですけれども、梨を収穫して、すぐ収穫できる状態で借りるということでしたよね。

【■■■■】 ありがたいことに、既に剪定、誘引も終わって、おっしゃるとおり、今、収穫できる果樹園をお借りするというのが幸運にもできる形で始めさせていただくようになります。

【17番委員】 ラッキーと言えばラッキーだけど、収穫した梨を販売するには、市場じゃなくて、どうするんですか。

【■■■■】 これも■■さんのご厚意に甘えてしまう形になるんですが、ご自宅の敷地内に■■さんは直売所を持っていらっしゃるって、そちらのほうに地元の方が

夏、楽しみに買いに来られる方がいらっしゃって、お中元にも使っていた
ているような形なので、引き続き、そちらのほうで、私がお借りした梨園
で収穫できた梨は販売させていただくような形を今考えています。

【17番委員】 ■■さんの梨と■■さんの梨と分けて売るということ。一緒にしちやっ
ている。

【■■■■】 細かいところはこれから詳しく詰めさせていただくんですけども、私の
ほうの圃場で採れた梨を例えば袋詰めにしたときに、付箋のようなものをつ
けて、売れた梨の付箋を取って、じゃ、私の分が幾ら売れましたねというこ
とで売上げを仕分けていくというようなやり方を、今のところは■■さんと
はご相談しているところです。

【17番委員】 農機具も■■さんに借りて。

【■■■■】 そうですね。

【17番委員】 大変と思いますから、頑張ってください。

【20番委員】 果樹は消毒関係が大変と聞いているんですけども、近隣とか、住宅があ
りますから、その辺は、以前つくっていた方からは多少聞いていらっしやる
んですか。

【■■■■】 そのあたりの大変さと配慮の件も■■さんからご指導をいただいでいまし
て、この4月以降、お借りした以降の葉散ですとか、例えばちょっと臭いの
強い肥料を散布するときに、■■さんにご近所にご挨拶回りされていらっし
やるので、そこにご一緒させていただいて、ご挨拶を兼ねて、■■さんがや
られたことと同じように、薬剤散布ですとか、肥料の追肥をするときにはご
挨拶回りをするつもりでおります。

【14番委員】 今現在も、現状、1250万というふうに農業所得が書かれているんです
けれども、これは現実に何かなさって売った金額ということですか。現状の
年間農業所得というのは、現状ではないということですか。

【■■■■】 そうですね。すみません、ちょっと勘違いをしたのかもしれない。

【14番委員】 それが最終的に2650万円まで上げようという目標だというふうに。2
00ですね。ごめんなさい。

【■■■■】 そんなにもうかったら本当にありがたいんですけど。

【14番委員】 今も100万ちょっとは売ったことがあるということですか。

【■■■■】 それはこの夏、初めて収穫をしたときに、これぐらいの所得にはなるんじゃないかなという、■■さんからのアドバイス等を基に。

【14番委員】 それをこの200何万にするのには収量を上げようということですか。何かほかのトマトとかもやってということですか。

【■■■■】 今のところは、たまたまお世話になる17番委員さんがトマトをやられているということでどきとしたんですけども、私も学校ではトマトを作型、2つ、夏と冬ですね、ちょっと手がけて、自分自身は野菜の中でも果菜類が好きなんだというのが学校に通って初めて分かったものですから、ご縁があればそういったトマトを引き続き手がけていきたいなど。

【14番委員】 梨をやりながら、ほかの時間にトマトをやられるということですね。

【■■■■】 はい。

【14番委員】 それをやる場所も貸していただけることになっているということですか。

【■■■■】 トマトのほうの畑は、先々。

【14番委員】 また別にとということですね。

【■■■■】 これからのお話ということで。

【14番委員】 分かりました。ありがとうございます。

【3番委員】 私も中河内でイチゴをやっている人間なんですけど、お宅も中河内で一生懸命やっていただけるということですので、ぜひ中河内に住んでいただきたいということですね。とにかく地元の人と仲よくやってください。作物をつくる中で人間関係というのは大事ですから、地元の方々といろいろコミュニケーションを取っていただいて、私を含めて、17番委員もいらっしゃいますから、そういうことで、いろいろな意味で、地元と小競り合いにならないように、うまくやってください。

【■■■■】 ありがとうございます。

【議長】 ほかに。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も出尽くしたようでございますので、ここで■■さんには退室をしていただきます。大変ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします

続きまして、受付番号17と18ですが、借り手の■■■■さんは新規就農者です。これから就農計画のプレゼンテーションをしていただき、皆様から質疑等ございましたらお答えをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

事務局から、■■さんの紹介を含めて、説明をお願いいたします。

【事務局長】 使用貸借権及び賃借権の設定により、海老名市内で就農を計画している、杉久保南にお住まいの■■■■さんでございます。お手元にプレゼン用資料をお配りしております。今からご本人から自己紹介と今後の営農についての説明を行いますので、後ほどご審議の参考にしていただきたいと思います。以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、■■さんから簡潔にご説明をお願いいたします。

【■■■■】 ■■■■と申します。よろしくお願い致します。

お手元に資料があるかと思いますが、4月から有機の野菜で就農したいと思っています。1年目は4月からということで、4月から12月までの期間ということもあって、また、お客さんもなかなかついていないことから、赤字に設定させていただいています。5年目までで所得は280万ぐらいを目標にしていきたいと思っています。販売先に関しては、直売所、それから、個人セット販売、インターネット販売を考えております。そこから先、10年目ぐらいまでに関してはレストランとかというのも卸せることができたらいいなと思って営農計画をつくっています。野菜セットをメインで販売していきたいと思っています。1年目はお客さんも当然いないので、少なく見積もらせていただいて、そこから徐々に徐々に、インターネットも一緒に考えながら、野菜のセット、今のところは海老名市の中で野菜セットを宅配もしたいなと思っています。インターネットに関しては郵送で考えています。

以上です。

【議長】 ■■さんの説明が終わりました。皆様からご質問がありましたら、遠慮なく、していただきたいと思います。どなたか、ございませんか。

【20番委員】 つくる作物はもう決めていらっしゃるんですか。

【■■■■】 はい。野菜のセットとなると、常に1年中、5～6品は出していきたいと思っていますので、1年中、できれば、自分の希望としては、10品ぐらいつくれるように考えてはいます。なので、完全な少量多品目で考えています。

【20番委員】 どちらかで勉強というか、しているんですか。

【■■■■】 今、海老名市農業支援センターさんに雇っていただいて、この1年間、作業員として野菜を栽培、販売させていただきました。

【20番委員】 有機の。有機野菜。

【■■■■】 有機はアカデミー時代の研修先のところと、私の知り合いのところと、あとは飛び込みで何件か有機の農家さんにお邪魔させていただいて、援農という形で農業を手伝いながら教えてもらったというぐらいしかありません。1年間を通してとか、2年間を通してというような研修はしていません。

【19番委員】 有機野菜なんですけれども、海老名では有機野菜をつくっている人はなかなかいないんです。ほとんどいないんです。隣接地に観光野菜でつくっていると。そうすると、農薬が散布されてくると。そういったことは何か問題点はないでしょうか。

【■■■■】 どうするかなんですが、有機JASを取るか取らないかというところだと思うんですけども、有機JASを取らないと当然有機と書いて販売できないと思うんですが、そうじゃなくして販売されている方も当然いらっしゃるって、国の農水省のほうからも、食べチョコとか、有名な大きなサイトに関しては、本来、有機JASを取らないと無農薬とうたっちゃいけないけど、その大きなサイトに関しては黙認しますということに今なっちゃっているんですね。なので、そのあたりに関しては有機JASを取らなくても販売できると思っています。有機JASを取るに関しては、最初取るのに何十万かかって、更新でも毎年何万とか10万とかかかってきてしまうので、そこまでのペイできるという自信がつけば、当然有機JASを取ったほうがいいと

は思っていますが、そうじゃなければ、外から流れてくるものはいたし方ないと思っちゃっています。

【19番委員】 有機野菜、例えば■■■の■■■の■■■さんとか、千葉県の方、そういうところに一度見学に行ったことがあるんですけども、環境が整わないと有機野菜はなかなかできないんです。ただ、先ほども3番委員が言ったように、近隣の方とトラブルのないようにやってください。どうしても有機野菜になると、草が生えてくるのが結構多いんですよ。そうすると、隣接地の隣の方は草を生やさない人たちが多いので、それでトラブルになることが結構あったので、そのところはちょっと注意していただければと思います。

【■■■■】 ありがとうございます。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も出尽くしたようでございますので、ここで■■■さんには退室をしていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【19番委員】 新規就農の方のことで、クレームというわけじゃないんですけど、ちょっとトラブルが起きていると。それは表に出てきているわけじゃないので、水面下なんですけれども、結局、どういうトラブルかという、例えば畑と畑がくっついていると、その境界線を耕していっちゃうとか、境界を確認されていないで分からないで耕されちゃうとか。あと、草の問題ですよね。隣の畑がハウレンソウをつくっていると。有機野菜の方は結構草を生やしてしまって、草がぼうぼうになってしまう。あともう1つは堆肥の問題。堆肥は鶏糞とかそういうのを使えばいいんですけども、コーヒーのかすを使うと、そうすると、物すごい臭いがするそうなんです。こういったことがトラブルとしてちょっと起きてきていると。農業委員会はただ審査して許可するだけでいいけれども、我々はその人たちとじかに接していかなければいけないと、その辺のところのフォローをどうしてくれるんだということが出ていたんですけども、そういう新規就農者になるべく近隣の方とトラブルを起こさないような状況をつくらなきゃいけないので、そこをある程度はつきりして

おかなきゃいけないのかなと私は思うんですが。

【議長】 今の新規就農者もも全部支援センター経由で来ている関係で、支援センターの永田さんあたりにそこら辺の情報を流して徹底してもらおうというのも1つの手かと思います。

【19番委員】 あと、生産組合とか、そういうところに入ってればいいんだけども、なかなか入らないで、独自でやっていってしまうというのがちょっとあるみたいなので、その辺のところの連携ですか、うまくいけばいいなと思っているんですが。

【3番委員】 地元との関係が希薄になっているので、今後、農業委員会も含めて、地元との接点を多くするような形を取らないと、これからトラブルが発生するし、有機農業、有機農業と簡単に言うんですけど、こんなものはなかなか追随すると、どこまでが有機なんだということになってしまうので、理解のしようがないんですよ。アカデミーで有機農業をやればと勝手に言うんですが、堆肥一つつくれるやつが有機農業と言うんですよね。大体買ってきてどうのこうのとか。それはそれでいいけれども、トラブルになるから、やっぱりそういうところを密にして、3者でも4者でも含めて、地元との交流を深めるような形を取るような組織づくりをしたほうがいいかなと、私自身、そう思うんですけれども、速やかに進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【議長】 支援センターのほうの永田さんにそこら辺の点をよく説明して、トラブルのないような形で、それでまた地域とのそこら辺の意思の共通、問題点の共通化とか、図れるような体制をつくっていただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、受付番号13から18について、質疑のある方、一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでございますので、受付番号13から18について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、一括して、承認とさせていただきます。

続いて、議案書16ページ、日程第6、議案第19号 「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）」及び「令和6年度農業税制改正要望（案）」についてを議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、別紙で、A4の横使いで裏表になっている令和6年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見（案）、裏側が、なしと書いてある、そのペーパーをご用意いただければと思います。

議案にあります要望案の取扱いにつきましては、全委員から直接追加、変更の意見を集めることで、農政小委員会でご了解をいただき、先月の定例総会の終了後に事務局案をお配りし、各委員から追加、修正の意見がある場合は別に配付した委員用提出用紙により3月3日、金曜日までにご提出をお願いしておりました。結果、特にご意見が集まりませんでしたので、本日は事務局案をそのままご提案しております。内容は、農業委員会事務局体制の強化及び改正農地法の適正な運用についての2件です。説明につきましては、先月来ご確認をいただけているということで、この席では省略いたします。なお、今回、税制改正要望案については、なしとしています。よろしくご審議いただき、ご決定いただけるようお願いいたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、要望案について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

提案した要望案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

以上で全ての付議事項が終了いたしました。議事の日程を追加したいので、皆様にお諮りを申し上げます。

追加したいのは、日程第7、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、私のほうからご説明をいたします。少し長くなりますけれども、ご容赦をいただきたいと思っております。

農地法では、農地転用するためには、当事者が知事の許可を受けなければならないとされておりまして、転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会を經由して、知事、具体的には県農地課に提出しなければならない、農業委員会は、申請書の提出があったときは当該申請書に意見を付して知事に送付しなければならないとなっております。毎月の定例総会でご審議いただいているのは、この意見の部分になります。ただし、転用農地の面積が30アールを超えるときは申請書を知事に送付する前に都道府県機構の意見を聞かなければならないとされています。神奈川県の場合、この都道府県機構は一般社団法人神奈川県農業会議となっており、意見を聞く会議を常設審議委員会と呼んでいます。常設審議委員会のプロモーターは農業会議でございまして、構成委員は、県内各農業委員会連合会から選出の会長や各種農業関係団体から選出された者などで、約30人で構成しております。

海老名市農業委員会では、先月21日開催の第2回定例総会におきまして、中新田■■■の5筆の田、■■■■平方メートルを海老名総合病院の駐車場へ転用する議案、第8号議案について、許可相当と意見決定をいたしました。その際、申請書に添付された事業計画書の記載に従い、駐車場の構内は碎石敷きという転用計画として承知しておりました。そして、転用農地の面積は30アールを超えるので、3月15日開催の常設審議委員会において諮問、答申が行われる予定でございましたが、第2回定例総会の後、代理人のほうから、確かに事業計画書の1枚目は碎石敷きだけれども、ほかの資料と照合すれば、アスファルト舗装と分かる、常設審議委員会ではそのように審議願いたいというふうな申出がございました。県農地課とも相談いたしまして、常設審議委員会においては、構内はアスファルト舗装によりたい旨、説

明したところ、農業委員会で碎石敷きにて決定しているのだから、アスファルト舗装にしたいのであれば決定し直してほしいとの理由で、審議結果は保留という形になりました。現在の諮問内容では、許可とも不許可とも答申できないということでございます。あらかじめ議案書としてお手紙を配らせていただきましたが、その3枚目がその旨の書類となっております。

この結果を踏まえ、農業委員会事務局と代理人で善後策を協議した結果、計画地のうち中新田■■■■■■■、南側、■■■氏、ほか1名所有の田、■■■■■■の通水が始まる5月までに転用許可を得たい、それよりも許可が遅れると■■■氏の耕作に支障が生じる点につきましては一致をいたしました。仮に本日の定例総会で、本案をアスファルト舗装により再度審議し、その結果、許可相当と決定できましたら、4月19日に開催の次回の常設審議委員会による諮問に間に合います、4月中の転用許可判断が見えてまいります。このため、誠に恐縮でございますが、本件転用許可申請について、アスファルト舗装による再度の審議を委員の皆様をお願いしたいものでございます。追加をお願いしたい議案書並びに資料は、あらかじめ本日の議案書と一緒にお届けいたしました。本日は、議長のほうから、議事日程の追加について簡易表決により皆様にお諮りし、ご異議がなければ審議を願えればと考えております。お手数をおかけしますが、追加に至った経緯その他の点について、何とぞご理解いただき、よろしくご決定賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方はどうぞ。

【19番委員】 砂利敷きという許可をしたくはなかったんです。これは舗装だろうと。先入観なんですけれども、総合病院が基本的にアスファルトでしたので、当然これは舗装かなと思ったら砂利敷きだったということで、見逃したということだと思います。この図面ははっきり言って、不適切な図面です。なぜかという、アスファルトという名称がどこにもない。確かに一部、構造図のところにはアスファルトとありました。アスファルトという名称がこの図面で1個しかない。この図面を見るとA sと書いてあります。A sは分からないで

地区委員が退席しておりますので、引き続き、詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 前回の内容から変更があった部分について説明をいたします。

追加資料3の土地利用計画図兼雨水排水計画図を御覧ください。図は、左が北を指しております。当初の計画において、敷地内を砕石敷きで処理する予定でありましたが、病院の駐車場という性質から、敷地内をアスファルト舗装とし、北側にある既存の第二駐車場との境の土留めを撤去し、既存の駐車場と一体として利用する計画であり、申請地の東西南側にはコンクリート壁に高さ1メートルのメッシュフェンスを設置して、ごみ等の飛散や侵入を防止することになっており、東側の■■■■■の農地においては、自費施工で、横断暗渠管とその接続ますを設置することになっております。雨水排水については敷地内で浸透するような舗装施設を設置し、そのほかの雨水表流水等の排水は貯留施設を設置し、雨水排水施設に排出する計画となっております。なお、資金の面においては、事業計画書及び見積書内においてしっかりと算出しており、問題がないことを確認しております。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ており、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 昨日、現地の確認をいたしました。計画どおりの施工であれば特に問題ないと判断いたします。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

【3番委員】 確認なんですけれども、たしか埋めたりなんかしないで、そのままでしたよね。田んぼのままでしたよね。

【事務局長】 埋めはします。ただ、北側の駐車場の高さが、今の田んぼとほとんど差がない。東側に1枚駐車場があるんですが、それは結構盛っているんですけども、それよりも1段低く北側がなっているので、盛りますが、そんなに盛らないみたいな。

りておりますので、何ら問題はないかと思っております。

以上でございます。

それでは、受付番号2について、質疑のある方。

【19番委員】 盛土なんですけれども、盛っている盛土の残土なんです、高さはどのぐらいありますか。10メートル超えちゃっているんじゃないかと思うんですけれども、そんなことはないですか。この下のやつは土のうで押さえているという感覚ですか。盛っている下に土のうというか、袋に入れた形で並んでいますよね。これは土のうですか。それとも、固化材のような固まった。

【議長】 土のうですね。

【19番委員】 土砂が増えないように置いて。

【議長】 はい。

【19番委員】 近隣に地盤の変化はないですか。

【議長】 今のところ、一体全部盛土になっていまして、周りの土が盛り上がったとか、そういうような変化があるという話は聞いていないです。

【19番委員】 結構な高さ盛って、荷重がかかっているんで、ここだけ押されると、隣の横の土地が柔らかいので、盛り上がってくる可能性があるんですよ。だから、そういうことがなければ別にいいです。

【16番委員】 これは工事に伴う一時置場という形なんですけれども、3-1の資料にいろいろ袋に詰めてありますが、こういう形で置くというのの一時置場なんです。そうじゃなくて、田んぼのところに土か何かを持ってきちゃってという。

【議長】 工事から出た土をそこに一時的に置いて、一番初めは、田んぼの上にビニールシートというか、それを置いて、その上に土を置いて、このような形になっています。それで、返すときには、全部土を払って、ビニールシートを剥がして、田んぼの状態。

【16番委員】 原状回復して。

【議長】 ということで、そういう取決めになっております。

【3番委員】 これは盛った土は最後はどうなるの。一時的に置いておくわけだから、この土をまた戻すわけじゃないでしょうから。

【議長】 聞いた話なんですけれども、清川村だか津久井のほうに持っていく予定だった

出についてを案件といたします。

受付番号7について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

では、議案書20ページを御覧ください。受付番号7、権利を取得した者は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は、令和4年9月14日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、畑、■■■■平米、ほか9筆、合計、■■■■平米、議案書のとおりでございます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書21ページから22ページ、(5)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

21ページの農地法第4条の1件、22ページの第5条の4件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 議案書の訂正をお願いいたします。21ページでございます。丸がついておまして、農地法第4条第1項と書いてあるその上に、申し訳ございませんが、(5)農地転用届出による専決処分についてという1行がプリントされておりました。申し訳ありませんが、ここを追記していただきたいです。

それでは、説明でございます。農地を転用する場合、転用目的で権利を設

定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書21ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年2月1日から2月28日までの間に届出がされたものです。受付番号2の1件で、田、0平米、畑、495平米、合計、495平米です。

続きまして、議案書の22ページ、一番後ろのページでございます。こちらをご確認ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年2月1日から2月28日までの間に届出がされたものです。受付番号5から8までの4件で、田、70平米、畑、2295平米、合計、2365平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【19番委員】 先ほどもあったように、差戻しがありましたけれども、私たちが図面を見るときに、どこまで見たらいいのかというのがちょっと分からないんですよ。突っ込もうと突っ込めるところは結構あると。例えば今回の病院の駐車場の舗装、あれを見たときに、排水の流れが全然書いていないんですよ。どっちに流れていくのか、全然分からない。だけど、そこまで突っ込む必要はないだろうと思ってあまり言わないんですけども。今回、こういう図面はどこまで私たちは見ればいいのかというのを教えていただきたい。

【事務局長】 あまり資料をいっぱいつけちゃうと、テクニカルな部分まで含めて、農業委員が全部オーケーしたと誤解される。テクニカルな分野についての判断は、農家の代表として農業委員が意見を決定する役目とは違うんじゃないか、図面を全部見るというのは、別の県のほうにも技師がいて、その人たちの役目じゃないかと私は思っているんです。農地法の中で、土砂、それから、水利、その2点については、私が農地法を読む限り、個別に保障されている権利、日照とか、通風とかというのは、法律論でいうと反射的利益といって、たまたまその位置の土地が転用されたから出てくる不利益ということで、個別に保証された利益ではないという判例解釈があります。ですから、土砂と水利に関しては、やっぱり分かるものをつけるのが筋合いだろうなということで、なるべくそれはつけるようにしています。委員の中でも、図面の意味を理解していただける方と、なかなかそういう方面に不案内な方もいらっしゃると思うので、どの程度の水準という部分に関して答えはないんですが、少なくとも今言った2点については、なるべく資料をおつけして、理解の助けにさせていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

【12番委員】 意見として感じたことなんですけれども、先ほど7ページにありました分家住宅のところにプレハブをつくって、倉庫を置いて、基礎をして、プレハブをつくって、それが農地としてあるんです。感じたことなんですけれども、昨年の6月から7月、8月、暑い時期に、遊休農地の見回りとかで、農業委員会を挙げて見回りに行ったことがあるんです。そういうときは私も初めてのことなので、遊休農地とか、草ぼうぼうの田畑しか見なかったんですけども、こういった農地に対して、プレハブとか、明らかに倉庫として使っているとか、違反じゃないかとか、そういう点も見て、ふだん見て回っていれば、こういう問題が起きなかったかと私は感じたものです。ちょっと意見なんですけれどもね。

【事務局長】 建物に関してはどうか、土地の利用形態もそうなんですけれども、実際には固定資産税の部署が、2階に資産税課がありまして、税金をかけるときに航空写真の対比を去年と今年でやっているんですね。かける年の1月1日の状況と前の年の1月1日の状況。それで分かるということのほうが多いで

す。おとしぐらいに勝手に駐車場にして、違反指導して、是正してもらったのがありますが、なかなか物置とか、こういったものになると、どうしても市のほうは遊休農地を耕作してほしいという視点が主になって、違反の摘発という、いわゆる司法の分野に属するところというのは、権能が全くないわけじゃないですけども、ちょっと優先度が落ちているというのが現状です。ですから、極端な言い方をすると、こういう転用の申請があったときに、直すべきところは直していただくとか、そういう議論になっちゃうところは、申し訳ないですけども、従の部分となっているところはどうしてもあります。ちょっとおわび方々なんですけれども、そんな状況になっています。

【20番委員】 先ほどのあれで、あの物置が家から離れているから、農機具を入れる小屋みたいな場合はどうなるんですか。

【事務局長】 会長から手続がないという話があったと思うんですけども、手続が転用申請前だったら、今回みたいなことには。

【20番委員】 図面に載っかっていればいいと。

【事務局長】 転用申請をする前にちゃんと届出なりして整理していただければ、農業用であれば、今回のようにならなかったかもしれません。ただし、それを適切とみなすかどうかというのは、ご審議いただく場における判断になるかと思えます。

【16番委員】 関係ない話なんですけれども、農地の見回りをやりますよね。柏ヶ谷のある土地なんですけれども、その土地は生産緑地か何かに指定されているみたいなんです。近くにお店があって。何回か行っているんですけども、僕がなってから全然管理されていないというか、カヤみたいなのが大きくなっちゃっていて、2メートルとか3メートルぐらいになっちゃって、自治会の人じゃないけど、マッチで火をつけられたら、隣にお店があつたりしてというか、そんな話があるんですけども、そういうのは例えば僕が直接その人のところに電話しちゃったらいろいろ問題があると思うんですけども、どういう対応をしたらいいんですか。

【事務局長】 市街化区域内農地のうち生産緑地については、まちづくり部都市計画課というところで指定や解除の手続、解除の手続をやると農業委員会にあっせん

の依頼が回ってくるということで、思い出していただければと思うんですけども、我々としては、まず、現場を確認させていただきますが、順番としては、都市計画課で生産緑地に指定していることでいろいろとその利益を得ていると言葉が過ぎますが、メリットを得ているという部分もありますので、そちらのほうになるのかなというふうに感じております。ただ、農地パトロール、夏にやったとき、ご記憶かもしれませんが、都市計画課が生産緑地で問題があるところは一緒についてくるというのはやっていますので。今、30年到達で解除が結構来ているので、問題になっているところが、今、生産緑地にはなっていない可能性もあります。

【議長】 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2番委員】 本日も非常に活発なご議論をいただき、また、慎重審議を賜りまして、無事に議案の対応ができましたことにつきまして厚く御礼申し上げたいと思います。

なお、本日冒頭で会長のほうから、市の人事異動の関係がございましたけれども、特にこれまでお世話になりました中山局長、それから、草薙主幹、それから、もう一方いらっしゃるんですけども、その方は休職されているようですからあれですけども、それとあと植松さんが今度農業支援センターのほうに回られるということですから、これも密接に関係するわけですけども、この3方に対しまして、我々の心を込めて拍手をもってお礼のご挨拶をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

以上をもちまして令和5年第3回定例総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。